

本ツアーの旅行条件書（ご案内）

ツアー名：フレンドシッププログラム 2024 夏

【本ツアーのお申込み条件】

①本ツアーの参加対象は「中学生」「高校生」です。「親権者の同意書（参加申込書の内）」が必要です。なお、「介助者・同伴者」の参加は可能です。その方の場合、「親権者の同意書」は不要です。

②ご参加の方が年齢、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

③身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。一般社団法人南三陸町観光協会（以下「当協会」という）は可能な範囲内でこれに応じます。

お客様からのお申し出に基づき、当協会がお客様のために講じた「特別な措置に要する費用」はお客様の負担となります。

現在健康を害している方は医師の診断書を提出していただく場合があります。

現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介助者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。

ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。

④当協会は、旅行中のお客様が疾病・傷害等により「保護を要する状態にある」と認めたときは「必要な措置」を講ずることがあります。

この場合、これが当協会の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用は「お客様の負担」とします。なお、お客様は当該費用を「当協会が指定する期日」までに「当協会が指定する方法」で支払わなければなりません。

⑤「お客様の都合による別行動」は原則としてできません。

⑥「他の旅行者に迷惑」を及ぼし、又は「団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれ」があると当協会が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。

⑦その他、当協会の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

【ご確認事項】

1 旅行代金に含まれるもの

①旅行日程に明示した宿泊費、食事代、交通費（貸切バス）、体験料、保険料等及び消費税等諸税（但し、基準期日現在に公示されているものに限り。）

②国内旅行傷害保険の保険料

注：上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

2 旅行代金に含まれないもの

前項①から③のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

自宅から発着地までの交通費・宿泊費

旅行日程中の「自由昼食」と記載されている行程の食費

その他の追加飲食等、個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

傷害・疾病に関する医療費

3 旅行のお申込み方法

- ①参加申込者（親権者）は所定の「申込フォーム（「親権者の同意書」を含む）」に所定事項を記入していただきます。
- ②当協会はフォームからのEメールによる申込書の提出によって本ツアーの予約を受け付けます。
注：予約申込みの時点では契約は成立していません（「申込金の提出」が必要です）。
- ③当協会は参加申込者・親権者に対して「本ツアーの予約申込み」を受け付けたことを通知します。
※この通知の中で「申込金の提出方法」をご案内します。
- ④参加申込者（親権者）は所定期間内に申込金を提出していただきます（指定銀行口座への振込）。
注：所定期間内に申込金が提出されない場合は、当協会は「予約がなかったもの」として取り扱います。
- ⑤「申込書と申込金の提出」があったときの旅行契約の締結の順位は「当該予約の受付の順位」によります。
- ⑥申込金は「旅行代金」として繰り入れます。又、お客さまの任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。
- ⑦お申込みの時点において、「満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合」、当協会はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります（以下「ウェイティング登録」といいます）。
 - その際、「旅行申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。
 - 当協会は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。
 - 但し、当協会がその予約可能通知の前にお客さまから「ウェイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ち頂ける期限までに結果として予約が不可能な場合、当協会は「預り金」を全額払い戻します。
 - なお、「ウェイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

4 契約成立時期

- ①旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し、「申込金（旅行代金）」を受領した時に成立するものとします。
- ②契約書面の交付 当協会は、旅行契約が成立した場合は速やかに、「旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当協会の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）」をお客さまにお渡します。
- ③確定書面の交付 当協会は、「契約書面」で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、「これらの確定状況を記載した書面（最終日程表）（以下「確定書面」という）」を旅行開始日の前日までに交付いたします。
 - 但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に「確定書面」を交付する場合があります。
 - 交付期日前であってもお問い合わせいただければ当協会は手配状況についてご説明いたします。

5 旅行代金のお支払い

- ①本ツアーでは、お客さまから提出いただいた申込金を「旅行代金」として繰り入れます。
- ②本ツアーでは、その申込金は当協会が「予約の承諾の旨を通知した翌日」から起算して「7日以内（※通常3日以内）」に提出（入金）していただきます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって「14日目に当たる日（以下「基準日」という）」より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当協会の指定した日までにお支払いいただきます。

6 個人情報の取扱いについて

- ①当協会は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- ②詳しくは、別紙「本ツアーに係る個人情報の取得目的と保護等について」をご確認ください。

7 旅行条件のその他の項目

以下の旅行条件の項目については、当協会の「国内募集型企画旅行条件書」からご覧ください。

- 旅行内容・旅行代金の変更
- お客様の交替
- お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前、旅行開始後）
- 当協会による旅行契約の解除（旅行開始前、旅行開始後）
- 取消料 旅程管理 添乗員等
- お客様に対する責任 お客様の責任
- 特別補償 旅程保証
- 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
- 団体・グループの契約について ご旅行条件・旅行代金の基準

8 この条件に定めのない事項

- ①当協会の「募集型企画旅行約款」によります。
- ②この条件書との間に齟齬が生じた場合は「募集型企画旅行約款」を優先します。
- ③当協会の「募集型企画旅行約款」をご希望の方は、当協会にご請求ください。

※当協会の「募集型企画旅行約款」の公開サイト https://www.m-kankou.jp/travel_agree/

【お問い合わせ・お申込み先】

宮城県知事登録旅行業第3-330号 一般社団法人南三陸町観光協会

(〒986-0752) 宮城県本吉郡南三陸町志津川字五日町 200-1

TEL：0226-47-2550

メール：post@m-kankou.jp

国内旅行業取扱管理者：及川和人